

札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例

札幌市水道事業給水条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

(1) 第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において管理者が必要があると認めるときは、本市以外の法第3条第5項に規定する水道事業者及び当該水道事業者から法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者においても、給水装置工事を施行することができる。

(2) 第8条の3第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「及び非常時給水装置工事事業者（第8条第1項ただし書の規定により給水装置工事を施行する者をいう。第37条第2項において同じ。）」を加える。

(3) 第37条第2項中「又は指定給水装置工事事業者」を「、指定給水装置工事事業者又は非常時給水装置工事事業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

災害その他非常の場合において、本市以外の水道事業者等が本市の区域内の給水装置に係る工事を行うことができるようにする等のため、本案を提出する。